

# 平成29年度 事業計画

## I 計画概要

法人の基本理念「利用者の人権を尊重し、個人の尊厳に配慮し、高齢者にあつては自立した日常生活を営むことができるように、子どもにあつては心身ともに健やかに育成されるように愛情を持って支援します」を踏まえた以下の運営基本方針に則った経営に努めます。

- (1) 時代の変化に対応し、利用者に親しまれ愛される施設づくりに努める。
- (2) 地域に有用な資源として、豊かな感性と行動力をもって利用者ニーズに適切に対応する。
- (3) 各種制度改革や人間の尊厳という視点を踏まえ、根拠に基づく専門性を有したサービスを提供する。
- (4) 情報公開に努め、地域福祉の核となる法人を目指す。
- (5) 職場を活性化させ良好な労働環境づくりを進める。

平成29年度は、社会福祉法人制度改革元年であり、社会福祉法の改正による法が求める「経営組織のガバナンス」「事業運営の透明性」「財務規律の強化」等について、より一層取り組むことにより、模範となる法人運営を目指します。

今年度予算においては、老人福祉施設関係では平成27年度の介護報酬減額改定により介護保険事業収入は微増に留まっており、保育所では平成28年度から利用定員という新たな制度を取り入れたほか、国による保育士への処遇改善手当が加算算定されましたが、さらに今年度も新たな加算が予定されていることから保育事業収入は増収を見込んでおります。

また、今年度は、平成30年度からの介護報酬の改定時期であることから、これまでの実績を踏まえた質の高いサービスの提供、利用者に寄り添った環境整備と共により良い職場環境整備に努めるほか、懸案事項である老朽化施設の整備へ向けた検討チームを設け、具体的な検討作業を進めます。

なお、法人には持続的で安定した経営が求められることから、平成30年度を初年度とする第二期中期経営計画を策定する中で、諸課題を整理するとともに、社会福祉法人に求められている地域における公益的な取り組みについて検討し、地域に根ざした魅力ある法人運営を目指します。

## Ⅱ 老人福祉事業計画

### 【事業方針】

平成29年4月より、社会福祉法等の改正により社会福祉法人にはガバナンスの強化・透明性の確保と様々なルールが課せられ、情報公開が義務付けとなり地域に根ざした施設としての在り方が問われる時代となりました。

平成27年度の改正ではマイナス2.27%の削減となった介護報酬改定でありましたが、全国老協の調査では特養の収支差率は、過去最低の3%、赤字施設も過去最大の3割超と厳しい状況が明らかにされた中で、養護老人ホームあいらんでは、一般化への移行により財務状況は改善されました。平成30年度の介護保険制度改正・介護報酬改訂は、医療・介護の同時改正で環境はさらに厳しくなることが予想され、改正に向けた情報収集とその対応に努めます。

また、特養においては、入所者の認知症や介護の重度化の問題、養護老人ホームにおいても入居者の介護度悪化への対応など、様々な課題を抱えています。

なお、4月よりデイサービス事業や訪問介護事業を利用していた要支援者に対し、地域支援事業(※)として国から市へ移管された事業が開始となりますことから、今後も関係機関との連携により地域の支援体制を支えていきます。

今回の社会福祉法の改正では、改めて「社会福祉事業は個人の尊厳を保持し、公共の福祉を増進する」との社会福祉法人の設立の精神に立ち返り、各施設においてはその使命を見つめ直すことにより、他の経営主体では対応できない福祉・介護ニーズに応え地域から信頼され、地域に欠かせない福祉・介護の拠点としての施設を目指します。

今年度においても、各施設とも感染症リスクの排除、発生時の対策、防災対策と非常災害時の対応に万全を期しながら、現場の職員の声を大切にして施設の運営に努めます。

※ 地域支援事業～介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）

### 1 特別養護老人ホーム

◎白鳥ハイツ 定員 100名

◎エンルムハイツ 定員 100名（従来型多床室 46名・ユニット型 54名）

#### 《基本方針》

介護報酬の影響、介護度3となる待機者の減少、有料老人ホーム等の入所型施設の増加等、ますます経営状況には厳しいものがあります。利用者支援においては、利用者・家族の希望や選択により利用者の人権を尊重した看取り介護や認知症ケアの実践などに積極的に取り組み、感染症対策や防災、災害対策にも継続的に取り組み安全確

保に努めます。

平成29年4月より処遇改善加算率が改訂されることから、介護人材確保への取り組み、内部・外部研修による人材育成、積極的な資格取得の支援によるサービスの質を確保します。

また、地域との交流やつながりを大切にして地域から信頼され職員が笑顔で働くことで、利用者の笑顔が溢れる施設づくりを全職員で推進します。

#### 《重点目標》

- 特別養護老人ホームにおける中重度要介護者に向けた質の高い支援
- 認知症ケアの質の向上と実践
- 安心と尊厳に基づく看取り介護の実践
- 日々の健康管理と感染症の予防
- 一人ひとりの嗜好に配慮した美味しい食事の提供
- 人材育成と各種資格取得に向けた支援
- 地域との交流

## 2 養護老人ホーム

◎養護老人ホームあいらん 定員80名（うち、特定施設定員30名）

#### 《基本方針》

養護老人ホームは、生活困窮者や虐待からの保護、地域生活定着支援センター対象者の受入れなど、地域におけるセーフティネットの役割や、入居者が要介護等の状態となっても支援する特定施設としての機能もあり、幅広い高齢者福祉施設として支援、介護に努めます。

また、特定施設としての介護サービスについては、収支改善とサービスの向上のため平成29年1月より外部型から一般型に移行しており、今年度は通期において一層の経営改善が図られるよう努めます。

#### 《重点目標》

- 生きがいのある自立した生活の支援
- 個々にあった趣味活動や外出活動の支援
- 地域社会と連携した支援
- 身体介護や認知症の基礎的知識に基づいた支援
- 経営の安定化と施設環境整備

### 3 デイサービスセンター

- ◎デイサービスセンター白鳥ハイツ定員 35 名
- ◎デイサービスセンターエンルムハイツ定員 31 名
- ◎デイサービスセンターかがやき定員 37 名 (通常型 25 名・認知症対応型 12 名)

#### 《基本方針》

利用者の人権を重んじ、納得のいく多様なサービスの提供を行う事を基本とし、在宅生活を継続する為に心身機能の低下を予防し、ご家族に対しても身体的・精神的負担の軽減を図ります。

職員は地域の一員である事を自覚し、利用者はもとより地域からも高い評価を受けよう研鑽を積み、暖かく優しい気持ちを持って支援します。

新たに開始される「総合事業」については、これまでのサービスを継続することとして関係機関との連携により地域の支え合い体制に協力します。

#### 《重点目標》

- 在宅生活継続のため、利用者の変化の早期発見・早期対応に努める。
- 地域生活支援事業では要支援者のニーズを把握し、サービスの改善を行う。
- 認知症の方には、個人の思いを知り、人権を重んじたケアを提供する。
- 高い専門性と豊かな人間性を兼ね備えた人材の育成。

### 4 訪問介護事業所

- ◎エンルムハイツ訪問介護事業所

#### 《基本方針》

利用者が、家族、地域、関係機関とのつながりの中で、住み慣れた自宅で健康的で安心した日常生活が送れるように、個々のニーズを充分汲み取った訪問介護計画に基づき支援します。

新たに開始される「総合事業」については、これまでのサービスを継続することとして地域包括支援センターや関係機関との連携により地域の支え合い体制に協力します。

#### 《重点目標》

- 利用者・家族との信頼関係の構築
- 関連機関及び地域との連携
- 定期会議における学習会の開催

## 5 居宅介護支援事業所

- ◎白鳥ハイツ居宅介護支援事業所
- ◎エンルムハイツ居宅介護支援事業所
- ◎かがやき居宅介護支援事業所

### 《基本方針》

介護保険の基本理念である「自立支援」等を念頭に公平中立な立場から関係機関との連携により質の高いサービスの提供に努め、高齢者やその家族が安心して自立した在宅での生活が継続できるよう介護サービスや社会資源を最大限に活用したサービス計画の提供に努めます。

### 《重点目標》

- 在宅生活継続への支援
- 在宅における医療と介護の連携
- 関係機関との連携と地域貢献
- 職員の資質の向上とメンタルヘルスケア
- 安定した利用者数の確保

## 6 地域包括支援センター

- ◎室蘭市地域包括支援センター白鳥ハイツ

### 《基本方針》

地域包括ケアを支える中核機関として多彩な役割を果たし、高齢者ができるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援いたします。また、今年度より地域の支えあい体制づくりを目的とした総合事業が開始されるに当たり、サービスを必要とする方々が混乱なく、スムーズな制度移行が図れるよう努めます。

### 《重点目標》

- 総合相談・支援業務の強化
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の推進
- 地域ケア会議の開催
- 介護予防の効果を十分発揮できるケアマネジメントの実施
- 権利擁護業務の充実
- 認知症施策の推進(認知症地域支援推進員による活動他)
- 円滑な総合事業の実施

## 7 短期入所生活介護事業

- ◎白鳥ハイツ短期入所生活介護 定員 6 名
- ◎エンルムハイツ短期入所生活介護 定員 10 名

### 《基本方針》

利用者が住み慣れた地域で継続した生活ができるように、また家族の介護負担の軽減等を目的として実施いたします。施設の生活では、利用者の心身状況の把握により事故等には注意をして自立支援を基本に家庭的で温もりのある雰囲気と思いやりのある支援に努めます。

サービスの利用開始と終了時には、在宅での生活を大きく変化させることのないように、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、かかりつけ医等の関係機関と連携を持ち利用者支援に努めます。

また、関係機関との調整等により緊急の利用等のニーズにも対応していきます。

### 《重点目標》

- 在宅生活を継続するための自立支援
- 利用者個別ニーズへの対応と関係機関との連携
- スタッフの自己研鑽とサービスマナーの向上

### Ⅲ 保育事業計画

#### 《基本方針》

心身ともに健康的に成長するよう子どもの生きる力を培うために、リスクマネジメントに取り組みながら子どもの安全を確保し、保護者や地域における最も身近な子育て支援の場としての機能を高めます。

#### 《保育の目標》

～ 生きる力を持った子ども ～

- ① 心身ともに健康な子ども
- ② 自分のことは自分でできる子ども
- ③ やさしく思いやりのある子ども
- ④ 思っていることをはっきり表現し、行動できる子ども

#### 《重点目標》

- (1) 一人ひとりの育ちや状況、発達過程等を踏まえ、歳児別保育を基本に養護と教育を一体的に行います。
- (2) 健康と安全を確保しつつ、危機管理の充実を図り安全で安心して預けられる保育所として保護者から信頼されるように努めます。
- (3) 家庭及び地域の子育て家庭に対し、相談や助言をするなど社会的役割を果たします。
- (4) 老朽化対策等の施設整備を進めます。

#### 《保育所共通の取り組み》

- ① 年間指導計画、食育計画、保健計画等に基づき、計画的な保育を行います。
- ② 入所児童の健康観察や家庭との関わりを通して、虐待児童の早期発見に努め、関係機関との連携による支援を行ないます。
- ③ 全年齢の完全給食の実施、アレルギー対策に配慮し食育を推進します。
- ④ 四季折々の行事を取り入れ子どもの心身両面の発達を促します。
- ⑤ 町会等との連携を深めながら地域の子育てを応援します。
- ⑥ 災害時にあっても可能な限り開所に努め保護者の期待に応えます。

#### 《施設の取り組み》

##### 1 双葉保育所（利用定員 60 名）

- ① 少人数の良さを活かし、異年齢での交流や様々な遊びを行います。
- ② 観光道路にも近い丘陵地域にあり、四季を通した自然環境を生かした情操的な保育を取り入れます。
- ③ 移転改築の検討を進めます。

## 2 楽山保育園（利用定員 90 名）

- ① 近隣に中島公園があり、アスレチックや土手すべり、ソリすべり、水広場での水遊び等、公園内の運動機能を活用し開放感あふれる園外活動を行います。
- ② 野点など地域の老人施設との世代間交流を深め、思いやりの気持ちを育てると共に人と人とのゆるやかなつながりを大切にします。
- ③ 外壁、屋根等の施設整備をします。

## 3 みどり保育園（利用定員 70 名）

- ① 異年齢交流や戸外活動を通しての近隣の人との触れ合いや、老人施設との交流と様々な人との触れ合いを大切にして、関わる力や思いやりの心を育みます。
- ② 地域にある看護学校の実習生を積極的に受け入れ、看護師育成の一端を担う取り組みを行ない地域に貢献します。
- ③ 山坂の多い地形を活かし、散歩や戸外遊びを積極的に行ない、体力作りを進めます。

## 4 白鳥保育所（利用定員 80 名）

- ① 小中学校との交流、世代間交流等を中心に地域に根差した保育を実施します。
- ② 少人数ならではの異年齢交流や担任交代日を設けるなど、保育所全体で職員と子どもとの共通認識をもてる環境作りをします。

## 5 東町保育所（利用定員 120 名）

- ① 住宅街の中にありながら海にも近く、砂・水遊び、裸足保育を通して体力づくりを進めます。
- ② 病児保育において、発熱や体調不良の度合いに応じて適切に保護者との連絡体制を保てるよう職員間の意思疎通を図ります。
- ③ 一時預かり事業を実施し地域の子育て家庭を応援します。

## 6 常盤保育所（利用定員 120 名）

- ① 園舎の広さを活かし伸び伸びとした遊びを通して個々の力を伸ばします。
- ② 電信浜や入江運動公園、測量山周辺など、四季折々の豊かな自然に触れ身近で五感体験ができる環境を活かし、情緒の発達や体力作りを進めます。
- ③ 新たに実施する病児保育において、発熱や体調不良の度合いに応じて適切に保護者との連絡体制を保てるよう職員間の意思疎通を図ります。
- ④ 一時預かり、休日保育、休日一時預かり事業を実施し子育て家庭を応援します。

## 7 子育て支援センターらんらん（常盤保育所に併設）

- ① サンデーパパの実施など地域の子育て家庭をサポートします。
- ② 冬期間に「ほかほかルーム」を開設し、親子の遊ぶ場を提供します。  
(11月～2月、月1回第3土曜日)